

# 日本学生支援機構 採用者説明会資料

～返還誓約書は必ず提出しなければなりません～

## ★皆さんへのお願い★

教育学生支援部学生生活支援課奨学金担当



電話番号:089-927-9168

※ 奨学金の貸与を受けるにあたり、今後、奨学金担当から連絡がある場合がありますので、必ず携帯電話に登録してください。

メールアドレス syougaku@stu.ehime-u.ac.jp  
パソコンからのメールを拒否している人は、ドメイン設定をして下さい。

## 配布物の確認

- \* 奨学生のしおり（緑色の冊子）
- \* 奨学生証（※ 併用貸与者は2枚）
- \* 返還誓約書（※ 併用貸与者は2枚）
- \* 保証依頼書（機関保証者のみ※併用貸与者は2枚）
- \* 適格認定とは（A4縦 両面）
- \* スカラネット・パーソナル
- \* マイナンバー提出書（該当者のみ）
- \* 提出に必要なもの（プリント）
- \* 提出前のチェックリスト

## 奨学金基本事項



- 日本学生支援機構の奨学金は、**貸与制（借りるもの）**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。  
(減額もできます。)

## 奨学金基本事項

- ・奨学生としての自覚を持って勉学に励むこと  
(「**適格認定とは**」をよく読んでください。)
- ・在学中に異動があった場合は、奨学金担当者に必ず連絡すること(休学, 留学, 復学, 貸与額変更等)
- ・奨学金掲示板を確認し, 説明会には必ず出席すること
- ・大学からの呼出には必ず応じること  
(電話番号の登録:089-927-9168)
- ・配付した冊子はよく読むこと, 奨学生証等は必ず保存すること

## 奨学金の基本事項

- 奨学金の振込日を覚えておく。(P36参照)
  - ※ 4月, 5月の振込は, 通常より遅い。
- 機関保証制度の場合, 保証料が引かれた金額が入金される。
- スカラネット・パーソナルに登録すること。  
(貸与額, 奨学金振込口座, 返還総額等が確認できます。)

## 「適格認定」とは

- \* 奨学金継続願と修学状況等を総合的に審査
- \* 「①人物②健康③学業④経済状況」  
の4つの基準
- \* 「①廃止②停止③警告④継続」の区分に認定
- \* ①廃止②停止と認定された場合は, 奨学金が振り込まれません。

## 説明会後の必要手続き

**返還誓約書・必要書類を  
学生生活支援課に提出  
締め切り： 7月14日(金)**

**書類の提出が遅れると奨学金が停止されます。**



## 返還誓約書とは

あなたと日本学生支援機構との間の  
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

**「返還誓約書」に不備がある場合、  
奨学金の振込みは、止まります！**

**「返還誓約書」を提出しない場合、  
奨学金を借りることはできません。**

## 提出書類(人的保証)

提出締切：7月14日（金）  
 学生生活支援課へ提出

- ①返還誓約書
  - ②奨学生本人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)
  - ③連帯保証人の印鑑登録証明書
  - ④保証人の印鑑登録証明書
  - ⑤連帯保証人の収入に関する証明書(コピー可)
- ※併用貸与者はそれぞれ2部ずつ必要です。  
 ※保証人が4親等以内でない場合や誓約日時点で65歳以上の場合は「返還保証書」等が必要です。愛媛大学HPからダウンロードしてください。

## 提出書類(機関保証)

提出締切：7月14日（金）  
 学生生活支援課へ提出

### 〈機関保証〉

- ①返還誓約書
- ②奨学生本人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)
- ③保証依頼書

※併用貸与の場合はそれぞれ2部ずつ必要です。



## 返還誓約書記入例〈人的保証〉

**返還誓約書**  
(要領人住所情報の取扱いに関する同意書)

【第一種人的保証】  
独立行政法人日本学生支援機構(学費 助) 印鑑登録証明書の表記のとおり連帯保証人本人が署名

私は、独立行政法人日本学生支援機構(学費 助)より貸付を受けた学費を、下記の通り返還いたします。  
学費として貸付を受けた学費は、日本学生支援機構(学費 助)より貸付を受けた学費(学費)とさせていただきます。また、返還の滞りや不足が生じた場合は、貸付金の滞りや不足が生じたことと見做させていただきます。また、返還の滞りや不足が生じた場合は、貸付金の滞りや不足が生じたことと見做させていただきます。また、返還の滞りや不足が生じた場合は、貸付金の滞りや不足が生じたことと見做させていただきます。

なお、私が借付した学費金は、第一種貸付金(無利息)であり、連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度(人的保証)を適用しました。平成 29 年 5 月 1 日

借付金額 ¥ 2 4 4 8 0

印鑑登録証明書の表記のとおり保証人本人が署名

連帯保証人・保証人の住所は印鑑登録証明書と同一の住所でないと受取できません。

親権者2に該当する本人が署名

※同一筆跡は不可

※同一印(見た目が同じもの)は不可

## ポイント

証明書は古いものでもかまわないか？



返還誓約書に印字された日付から  
**3ヶ月**以内までのものであれば  
受付できます。(住民票以外も同じ)





## 保証依頼書記入例

**① 保証依頼書(兼保証委託契約書)**

保証依頼人 日本国際教育支援協合理事長 職

保証人 氏名 住所 電話番号

保証料 借入金額 借入期間 借入利率

保証料支払依頼書

親権者(後见人)同意書

返還誓約書の借入金額欄右上に印字されている年月日を記入

現在住んでいる住所を記入

返還誓約書に印字されている日付の時点で奨学生本人が未成年の場合は、親権者の署名押印が必要

返還誓約書と同じ印鑑を使用してください

## 保証依頼書記入例

**① 保証依頼書(兼保証委託契約書)**

保証依頼人 日本国際教育支援協合理事長 職

保証人 氏名 住所 電話番号

保証料 借入金額 借入期間 借入利率

保証料支払依頼書

親権者(後见人)同意書

**返還誓約書**

借入金額 ¥ 240,000.00

奨学生番号 817-04-000000

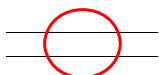
併用貸与の方は、奨学生番号が一種と二種で違うので注意！！

## 書類記入上の注意点

- ・黒又は青のボールペンで記入(消せるボールペン不可)
- ・印鑑は朱肉で鮮明に押印してください(スタンプ印, ゴム印不可)

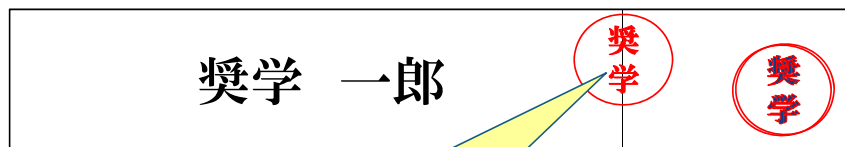
					
鮮明 ○	薄い ×	重ね印 ×	二重印 ×	欠け印 ×	滲み印 ×

- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して、その上に各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。



## 印鑑の押印について

印鑑を押すときに、にじんだりしてしまったら・・・



失敗した印鑑に重ならないように、同じ人の欄の中に再度押印して下さい。

失敗した印鑑  
(かすれ・にじみ等)

## 印字内容の訂正について

印字されている住所が一部違っている場合

× 愛媛県松山市文京町~~2~~<sup>3</sup>番

○ 愛媛県松山市文京町3番  
~~愛媛県松山市文京町2番~~

一部の間違いでもすべて訂正する必要があります。

## 印字内容の訂正について

返還誓約書の印字内容に下記のような不備があった場合は、返還誓約書に直接訂正すると併せて、**返還誓約書記載事項訂正届**を提出する必要があります。愛媛大学HPからダウンロードしてください。

- ・氏名にかかる訂正・変更(人物の変更)
- ・生年月日
- ・続柄
- ・住所
- ・電話番号等

# 愛媛大学奨学金HPのお知らせ

検索エンジンで、

愛媛大学 奨学金

と入力。



重要な情報が掲載されます。時々チェックして下さい。

説明会が終わった後、説明会の資料も掲載します。必ず確認して下さい。